

令和7年度仙台市国民健康保険特定保健指導（積極的支援）利用勧奨

業務委託仕様書

令和7年度仙台市国民健康保険特定保健指導業務委託契約書に基づく委託業務の実施については、次の仕様により行うものとする。以下、健康福祉局保険年金課を「保険年金課」、実施事業者を「実施機関」という。

1 委託業務の名称

特定保健指導（積極的支援）利用勧奨業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 委託業務の目的

・仙台市では特定保健指導（積極的支援）実施率が、令和5年度法定報告では10.3%と仙台市国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）における令和5年度目標値（20%）に達していない。

・仙台市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）より、特定健診有所見者の状況において、男女ともにHbA1cの有所見者割合が全国と比較して高く、年々増加しているとともに、メタボリックシンドローム該当者割合も年々増加しており、指定都市、全国と比較しても高い状況が続いている。

・生活習慣病は自覚症状がほとんどないまま進行することや、長年の生活習慣に起因すること、疾病発症の予測が可能なことに特徴がある。当事業においては、特定保健指導対象者が生活習慣病に移行しないように、健診によって生活習慣病の発症リスクを発見し、自覚症状がほとんどないにも関わらず発症のリスクがあること、生活習慣の改善によってリスクを少なくすることが可能であること等をわかりやすく説明し、特定保健指導の利用へ繋げることが重要であると考えます。

・仙台市の課題に基づいた効果的な利用勧奨を行い、生活習慣病となる要因の早期予防につなげるために、特定保健指導（積極的支援）の実施率を向上させる取組が必要である。

・仙台市では特定保健指導（積極的支援）の実施について、令和6年度現在5事業者に業務委託している。特定保健指導（積極的支援）の予約受付・管理についてシステム化し24時間予約を受け付けられるシステムを構築することで、市民の利便性向上に努める必要がある。

4 対象者

仙台市国民健康保険被保険者のうち、厚生労働省「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（以下「実施基準」という。）」に定められた「積極的支援」に該当する者（約1,500名）。

※委託契約後、健診受診月ごとの対象者予定数（前年度実績）について提示予定。

5 委託業務内容

特定保健指導（積極的支援）の利用勧奨業務

（1）実施計画書の提出

事業開始時までに事業の実施計画書を提出すること。また計画書には従事する職員の人材育成計画や従事する職員の研修体制など、事業の質を担保するための取組を改めて記載すること。なお、計画書作成時には保険年金課と協議をすること。

(2) 積極的支援利用ガイドの作成・配布

特定健診結果通知と事後指導（健診受診日から3週間後）の際に、対象者に利用券と合わせて配布する「積極的支援利用ガイド」を作成すること。内容については事前に保険年金課の承認を得たうえで令和7年6月期日までに作成・印刷・納品すること。なお、利用ガイド仕様については、フルカラー、仕上がりサイズA4判タテ相当サイズ、計4ページとすること。仙台市ホームページに掲載する電子版（PDF）の利用ガイド（内容は紙同様）を作成すること。可能な場合には、英語版（印刷・配布はせず仙台市ホームページに掲載）を作成すること。

(3) 予約者の健診結果の受け渡し等

予約者の健診結果一覧（データ）を、受取予定日又は指定日までに保険年金課に来庁し、施錠可能なケースに入れ直接受領すること。または、セキュリティ便等安全かつ搬送の記録が残る方法により運搬を行い受領すること。健診結果一覧（データ）の受渡しの際には、授受簿を作成・記録し、管理すること。イベントの開催等、個人情報を実施外に持ち出す際も施錠可能なケースに入れ運搬すること。

(4) 対象者への勧奨

対象者に対し、特定保健指導（積極的支援）の利用勧奨を行う。文書勧奨を行う場合は、健診結果等に基づき対象者一人ひとりに合わせた文書を作成すること。電話勧奨を行う場合は、専門職（医師、保健師、管理栄養士または保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師）が行うこと。対象者に合わせた積極的支援事業者、仙台市で行っている事業を案内すること。保険年金課の提示する対象者リストより定めた条件で対象除外を行うこと。除外要件としては医療優先者、資格喪失者、別事業対象者（実施機関にて健診結果より該当者を除外すること）、特定保健指導予約済者等とする。利用勧奨対象者のうち希望者に対してはその場で特定保健指導の予約受付を行い、必要な事項を案内すること。健診結果については、積極的支援利用勧奨への効果的な活用を図ること。データの授受・返却に係る経費は実施機関が負担すること。積極的支援対象者データの管理について、仙台市既存の特定健診データ分析ソフトとの連携が可能なシステムを構築していることが望ましい。

(5) WEB 予約受付・管理システムの運用

保険年金課の特定保健指導事業委託体制に合わせ、予約者が事業者・会場を選択し特定保健指導の予約ができるWEB予約受付システムを運用すること。予約状態を、本人が確認できること。また、予約状態を実施機関、積極的支援実施機関、保険年金課共通で管理ができるものとする。対象者の利便性の観点から、24時間の申込受付が可能なものとする。また、適宜積極的支援実施機関へ操作や管理における説明をすること。運用途中で不具合が生じた際は、速やかに保険年金課と協議し、システム改善に努めること。

(6) 問い合わせ窓口の設置

利用勧奨を行った者からの問い合わせに対応するため、窓口を設置すること。その他、苦情や要望については速やかに実施機関にて対応し、必要に応じて保険年金課に報告すること。またその番号および窓口の運営状況について、あらかじめ保険年金課へ通知すること。

(7) 特定保健指導実施率向上に寄与するイベントの実施

健診結果の見方説明会や健康課題を踏まえたセミナー、測定会など、特定保健指導実施率向上に資するイベントを年に1回以上開催すること。イベント開催に係る予約受付や周知チラシの作成・送付を行うこと。また、イベント参加者のうち希望者には当日に特定保健指導を実施できる体制を整えることが望ましい。

会場参考：令和6実施会場 産業見本市会館サンフェスタ、スタンダード会議室一番町ホール

(会場借用費用は各ホームページ参照)

(8) 特定保健指導(積極的支援)を実施する場合

利用勧奨の際、特定保健指導(積極的支援)実施機関の予約に至らない場合には、実施機関にて特定保健指導(積極的支援)を実施することができる。その場合は「特定健診・特定保健指導の外部委託基準」(平成25年厚生労働省告示第92号)第2(特定保健指導の外部委託に関する基準)に定める基準を満たすこと。

※委託上限額とは別途特定保健指導(積極的支援)の単価を請求すること。

①保健指導プログラムの作成

「健診・保健指導実施基準」第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法及び「標準的な健診・保健指導プログラム(令和6年度版)」(令和6年4月厚生労働省健康・生活衛生局)、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4.1版)」(2024年3月厚生労働省保険局)に基づき、保健指導プログラムを作成する。

②保健指導の実施

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4.1版)」(2024年3月厚生労働省保険局)2-10に基づき行うこと。

保健指導実施時には、その都度仙台市国民健康保険加入者であることを確認すること

※事業実施に必要な機器やライセンス料、インターネット回線代、郵送料(利用者からの返信も含む)等に係る経費は実施機関が負担すること。

③途中終了者(脱落・資格喪失等)への対応

積極的支援を中断している者(概ね最終利用日から2か月を経過した時点)に対しては、利用者が保健指導を再開するよう勧奨を行なうこと。なお、不在など連絡がとれない場合の確認回数は、3回以上とする。途中終了する場合は、対象者へ通知を行うこと。

④契約単価

契約単価は次の基準単価以下とし、支払い条件は以下のとおりとする。

積極的支援 30,800円(消費税込み)

初回支援	単価の4割
実績評価	単価の6割
途中終了	ア 実施済みポイント180以上 単価の5/6 イ 実施済みポイント180未満 単価の5/6×(実施済みポイント/180ポイント) ※小数点以下は四捨五入

⑤その他

実施機関が下記該当者(1年目に積極的支援を終了した者であり、2年目も積極的支援対象者に該当し、1年目に比べ2年目の状態が改善している者。)を把握した場合は、保険年金課と協議すること。その他保健指導を行うにあたって不明な点等が生じた場合は、速やかに保険年金課と協議すること。

(8) 報告及び請求

①利用勧奨における報告

ア 月別報告

- ・実施報告書(勧奨・除外状況を含む)を実施月の翌月末までに提出すること。勧奨結果の報告については対象者が特定保健指導を希望しなかった理由について聞き取りを行い、理由別に集計し報告すること。分類項目は、保険年金課と協議の上決定すること。
- ・発送者数・発送者リスト・架電者数・架電者リストを実施月の翌月末までに提出すること。

イ 最終報告

詳細な内容、集計項目・最終報告書の提出期限については、委託契約後、保険年金課と協議の上決定すること。

ウ 請求

全ての事業にかかる費用は委託業務の終了後、請求書（仙台市会計様式（一般用））により請求すること。

②特定保健指導

ア 月別報告

特定保健指導（積極的支援）を実施した場合は、初回支援・実績評価・途中脱落の報告を保険年金課の示す様式（厚生労働省の示す電子的な標準様式（第4期）特定保健指導データ簡易入力シートに倣った様式）に入力し、実施月翌月の20日までに提出すること。

イ 最終報告

詳細な内容、集計項目・最終報告書の提出期限については、委託契約後、保険年金課と協議の上決定すること。

ウ 請求

請求書（仙台市会計様式（一般用））により実施月翌月20日までに請求すること。

(9) 打合せ及び調整会議

特定保健指導の質及び実施率の向上や、保険年金課等との連絡調整のため、3か月に1回程度、調整会議等を提案し、開催すること。オンライン会議の場合は、開催に必要な準備は実施機関が行うこと。また事業開始時には仙台市担当者、特定保健指導実施機関に対して、事業内容や計画の説明等を行うこと。

6 留意事項

- (1) 業務内容は、企画提案での企画書を基本とするが、保険年金課との打合せの上で、企画書の内容に修正・調整等を加えて実施する場合がある。
- (2) 業務遂行上必要とする機材などについては、原則として実施機関所有の機器を使用することとし、これによりがたい場合は、原則としてリースによる対応とすること。
- (3) 実施機関は、会計帳簿を他の経理と区分けして整備し、委託業務完了後5年間保存すること。

7 個人情報の保護

実施機関は、本事業実施にあたっては、個人情報の保護に十分留意しなければならない。

実施機関は、本事業実施にあたっては、

「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン

(<https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/honbun.html>)」、

別紙「個人情報等の取扱いに関する特記仕様書」及び「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」

の内容を遵守すること。また、外部委託ガイドライン実施要領様式1号

(<https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/documents/tyousahyou01.xlsx>)、第1-2号

(<https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/documents/tyousahyou02.xlsx>)における内容を満たすこと。

8 合理的配慮の提供

実施機関は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項（平成28年3月25日健康福祉局長決裁）」

(<https://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>)に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。

9 クラウドサービスの利用

本業務の実施にあたって、クラウドサービスを利用する場合は、以下に示す要件を満たすクラウドサービスを利用すること。一部満たせない要件がある場合は事前に仙台市と相談するものとし、承認を得られないクラウドサービスは利用してはならない。

- (1) 個人情報閲覧できるシステム管理者等がサービスを利用する場合に、複数要素認証が行われること。
- (2) クラウドサービスの利用にかかる法律関係は、国内法が適用されること。
- (3) 裁判管轄として国内の裁判所が指定されていること。
- (4) 事業の実施場所は国内であること。バックアップを含め、データが保存されるデータセンターのリージョンは国内のみであること。
- (5) 管理端末とクラウドサービスが提供するサイバー空間に至る情報の流通経路全般にわたり、通信が暗号化されていること。
- (6) クラウドサービス上に保存されるデータが暗号化されていること。
- (7) 契約終了時において、クラウドサービスに保存したデータの消去ならびにデータ再現不可能性にかかる確実性が担保されていること。（具体的には、データ消去は NIST-SP800-88、又は DoD5220-22M の規格に準拠した方法にて行い、そのことについて消去証明書を提出すること。）
- (8) クラウドサービスに対応したセキュリティ認証 (ISMAP または ISMS) を取得していること。

10 再委託の禁止

実施機関は、業務の処理を他に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部（主たる部分を除く）について、事前に書面で申請し、保険年金課の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

11 譲渡の禁止

実施機関は、委託業務の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。

12 その他

この仕様書に定めのない事項及び様式等は、必要に応じ、保険年金課と実施機関が協議の上、定める。